2024 年 4 月 22 日制定

Zaimon（税務申告データによる決算書受付）利用規定

（１）Zaimon（税務申告データによる決算書受付）とは、サービス利用者が、本サービス上で e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）にて電子申告した税務申告データを、インターネットを介して当金庫に提出するためのサービス（以下「Zaimon」といいます。）であり、株式会社 NTT データ（以下「NTT データ」といいます。）が当金庫に提供する Zaimon e-Tax データ受付サービス（以下「外部連携サービス」といいます。）を利用するものです。

（２）Zaimon の利用にあたっては、本サービスおよび外部連携サービスでの利用登録手続が完了し、ログイン可能な状態となっていることが必要となります。また、Zaimon を利用するためには、契約者またはサービス利用者の e-Tax 利用者識別番号を含む所定の情報を当金庫に提供し、提供された当該情報が外部連携サービスの登録情報と一致している必要があります。

（３）前項にて当金庫に提供された所定の情報が、外部連携サービス内での所定の情報と一致しない場合や利用状況によっては、Zaimon の利用ができず、Zaimon 側における初期登録手続等が必要となる場合があります。

（４）契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、NTT データが当金庫に提供する外部連携サービスを利用するものとし、Zaimon の利用にあたり、次の各事項を承諾するものとします。

①外部連携サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を NTT データに委託すること。

②e-Tax 利用者識別番号、および当金庫が契約者またはサービス利用者を識別するための番号等の情報が NTT データに提供されること。

③Zaimon の画面に入力される情報、Zaimon により当金庫に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと。

④e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）へのログインの手順が Zaimon を介して外部連携サービスにより行われること。

⑤NTT データが外部連携サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること、また、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者に契約者またはサービス利用者の情報が提供されること。

⑥Zaimon の入口となる本サービスに登録済のデータで、Zaimon 経由で送信する e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）データと契約者またはサービス利用者を関連付けるための情報(ログイン ID、企業住所、電話番号等)を NTT データに提供すること。

（５）契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、税理士に e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）データの代理送信を依頼することができます。契約者またはサービス利用者の税務申告を e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）に代理申告した顧問税理士は、代理申告した e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）データに限り、契約者またはサービス利用者に代わり当金庫に送信できます。代理送信は、契約者またはサービス利用者の Zaimon の利用申込が完了していることが前提となります。顧問税理士は、NTT データが提供する外部連携サービスの税理士専用ホームページにアクセスし、初期登録を完了すれば代理送信できます。契約者またはサービス利用者が顧問税理士に代理送信を委任したか否かにかかわらず、当該税理士は、契約者またはサービス利用者の e-Tax（国税庁「国税電子申告・納税システム」）データを当金庫に送信することができます。

（６）契約者またはサービス利用者は、Zaimon の利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

①Zaimon を第三者に利用させる行為

②Zaimon に関する専用ページの複製、改編、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為

③日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為

④契約者またはサービス利用者以外の第三者の e-Tax 利用者識別番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為

⑤Zaimon の運営その他当金庫の営業を妨害する行為、当金庫の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ）を侵害する行為、その他態様のいかんを問わず当金庫に不当な不利益を与える行為

⑥前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブサイトへ Zaimon、その他の本サービスのリンクを貼る行為

⑦前各号の他、合理的な理由により当金庫が不適当と判断した行為

（７）契約者またはサービス利用者について以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は契約者に通知することなく、Zaimon を利用停止することができるものとします。

①契約者またはサービス利用者が第６項各号に違反した場合

②契約者またはサービス利用者が第２項に定める利用条件のいずれかを満たさなかった場合

③契約者またはサービス利用者が第１９条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合

④契約者またはサービス利用者が本規定に定める本サービスの解約条件、または個別サービスの各種規定において別途定める解約条件に該当した場合

⑤当金庫の判断により、すべての契約者に対し、第 1 項に規定する Zaimon の提供を終了した場合

（8）契約者が本サービスまたは Zaimon のいずれかを解約した場合または当金庫所定の方法により利用取止めの申出を行った場合、Zaimon の利用も終了します。

（9）次に掲げる事項により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

①第 2 項および第 3 項に定める条件のいずれかを満たさず、Zaimon が利用できない場合

②本サービスまたは Zaimon において、契約者またはサービス利用者が入力・設定した情報の全部または一部に虚偽、誤り、または記載漏れがあったことにより、Zaimon が利用できない場合

③当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等のメンテナンスのために、Zaimon が一時的に利用できない場合

④第 7 項に定める Zaimon の利用停止または第 8 項に定める Zaimon の利用終了

⑤当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等によるシングルサインオン機能の伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

⑥地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当金庫および当金庫が契約しているデータセンタ等の不可抗力により生じた事由

以上